

電波監理審議会（第1104回）議事録

1 日時

令和4年7月15日（金） 15：00～16：58

2 場所

Web会議による開催

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

笹瀬 巖（会長代理）、長田 三紀、林 秀弥、矢嶋 雅子

(2) 審理官

村上 聡、鹿島 秀樹

(3) 総務省

（情報流通行政局）

小笠原 陽一（情報流通行政局長）、山碓 良志（大臣官房審議官）、

林 弘郷（総務課長）、飯倉 主税（放送政策課長）

（総合通信基盤局）

竹村 晃一（総合通信基盤局長）、豊嶋 基暢（電波部長）、

近藤 玲子（総務課長）、荻原 直彦（電波政策課長）、

田口 幸信（基幹・衛星移動通信課長）、荒木 智彦（基幹通信室長）、

中村 裕治（移動通信課長）

(4) 事務局

松田 知明（総合通信基盤局総務課課長補佐）（幹事）

4 目次

1. 開	会	1
2. 報告事項（情報流通行政局）		
日本放送協会令和3年度決算の概要		1
3. 審議事項		
電波の有効利用の程度の評価に係る評価方針案		9
4. 諮問事項（総合通信基盤局）		
（1）令和3年度電波の利用状況調査の評価結果（案）（諮問第16号）		21
（2）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（EPIRBの次世代基準の導入等）（諮問第17号）		33
（3）電波法施行規則等の一部を改正する省令案（5.2GHz帯自動車内無線LAN及び6GHz帯無線LANの導入に向けた制度整備）（諮問第18号）		37
（4）周波数割当計画の一部を変更する告示案（5.2GHz帯自動車内無線LAN及び6GHz帯無線LANの導入に向けた制度整備）（諮問第19号）		37
（5）無線設備規則の一部を改正する省令案（920MHz帯小電力無線システムの広帯域化等に係る制度整備）（諮問第20号）		43
（6）周波数割当計画の一部を変更する告示案（920MHz帯小電力無線システムの広帯域化に係る制度整備）（諮問第21号）		43
5. 閉	会	50

開 会

○笹瀬代理 それでは、ただいまより電波監理審議会を開会いたしたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、引き続き感染防止策の徹底を図ることになっておりますので、本日の7月期の定例会議は、電波監理審議会決定第6号第5項のただし書に基づきまして、委員全員がウェブによる参加とさせていただきます。

また、本日は日比野会長が御欠席のため、会長代理の私が司会を務めさせていただきます。

本日の議題は、お手元の資料のとおり、諮問事項6件と報告事項1件、それから審議事項1件となっております。

それでは、情報流通行政局の職員の皆様に入室いただくよう、お願いいたします。

(情報流通行政局職員入室)

報告事項 (情報流通行政局)

日本放送協会令和3年度決算の概要

○笹瀬代理 それでは、議事を始めたいと思います。

まず、報告事項の日本放送協会令和3年度決算の概要につきまして、飯倉放送政策課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○飯倉放送政策課長 放送政策課、飯倉でございます。お世話になります。本

日もよろしく御説いたします。NHKの令和3年度決算の概要について御説明いたします。

NHKの決算につきましては、放送法上、事業年度終了後に、3か月以内に総務省に提出することになっておりまして、6月の末に提出されたものについて今日は御説明いたします。

1 ページ目を御覧ください。予算との比較ということで書いておりますが、真ん中にR3の決算の数字を書いております。事業収入7,009億円という数字がございますけれども、こちら予算よりは少し増えておりますが、右端のR2決算と比較していただきますと、減少しておりますが、予算編成時の想定よりも減らなかったということでございます。

次は、事業支出につきまして6,609億円という数字がございます。内訳が幾つか書いてありますけれども、予算に比べて非常に減っておりまして、特に国内放送費2,967億円につきましては、予算の3,309億円に比べて300億円以上減少しております。

そして、契約収納費486億円につきましても大幅に減少しております。

国内放送費につきましては、コロナの影響もありましたし、特にオリパラ関係の放送番組制作費について減少が大きかったと聞いております。

契約収納費は、訪問によらない営業ということで、R4年度から本格的に実施をする予定でございましたけれども、先取りをしまして、R3年度から先行して実施したということで、数字がかなり減少しております。

次に、事業収支差金につきましては、400億円でございます、R3予算の赤字230億円と比べますと、R3決算は400億円と、かなり改善をするという状況になっております。

建設積立金につきましては、建設積立資産は変更ございませんが、財政安定のための繰越金はもともとR2年度末には1,590億円だったものが、繰入

れが、先ほどのR3決算の400億円と、資本収支につきましても240億円ほどのプラスがありましたので、都合、641億円繰入れをしまして、R3年度の末として2,231億円となっております。

決算のポイントですけれども、説明は割愛しましたが、2つ目の丸について、受信契約件数につきましても少し減っておりまして、マイナス14.3万件ということで、支払率は、微減ですけれども79.6%と少し低下をしております。

次のページを御覧ください。有料のインターネット活用業務勘定ということで、いわゆるNODにつきまして、事業収入が、R3決算で46.2億円、そして事業支出が25.5億円、事業収支差金が20.6億円というふうに、順調に黒字基調となっております。

こちらは、繰越欠損金がかつては問題でありましたけれども、今回の決算を受けまして、残りの欠損金は29.9億円程度となっておりますので、あと2年ほどで累積も黒字になるのではないかと思います。

3ページ目は業務報告書の概要でございます。上のほうから、番組等の概況ですけれども、今年の特徴的なところを少しだけ述べさせていただきますと、国内放送の2つ目のところですが、番組改定で、ターゲットを明確にした番組を新たに編成したり、大阪拠点放送局制作の番組を多数編成するなどしております。また、国際放送のところですが、在外邦人向けに、コロナウイルスや東京オリパラといった日本の最新状況を発信していると聞いております。

また、営業の関係ですけれども、3つ目のポツ、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けまして、電監審でも度々報告いたしておりますが、延滞利息が発生しない措置というものを令和4年3月末まで継続しておりました。

そして、少し飛びまして、業務組織の概要及び職員の状況のところですが、女性職員の比率としまして21.1%ということで、少し増えておるとい

う状況です。

2つ飛びまして、子会社等の概要ですが、NHKの中期経営計画で子会社改革をするということをおっしゃっておるわけですが、先行しまして、5つの財団の統合、こちらについて令和4年1月にするという事で基本合意書を締結しております。

以上、簡単ですが報告を終了させていただきます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。御質問や御意見はございますでしょうか。

○林委員 それでは、すみません、林でございます。

○笹瀬代理 よろしく申し上げます。

○林委員 飯倉課長、お疲れさまでございます。林です。ただ今御説明いただいたことについては特に何か疑義があるというわけでもないんですけども、最後の業務の概要のところ、内部統制に関する体制及びその運用状況というところに関連して質問させていただければと存じます。私はメディア報道で接するにつけ、2022年に入っても、NHKの子会社の職員による不祥事であるとか、子会社だけでなく、NHK本体のほうでも、経費の不正請求だとか、いろいろな不祥事が断続的に続いているような気がしています。最近でも、先月ですかね、NHKの子会社の「NHKグローバルメディアサービス」の元社員が新幹線の特急券などをだまし取ったとして詐欺容疑で逮捕されたという事件も報道されていましたが、こうした不祥事はほんの一例で、ここ最近、ほぼ毎年、下手をするとほぼ毎月のように起きているような気がしています。NHK本体はもちろんのこと、その子会社の場合であっても、いうまでもなくその経費の原資は究極的には受信料ですので、こういったNHKの経費の不正請求や詐取にからんだ不祥事が続発するのは、電監審委員として、また一国民としても、非常に憤りを覚えます。もちろん、協会としても、これまで、コン

プライアンスの推進やその体制の構築については、積極的に取り組んできていらっしゃるんでしょうけれども、にもかかわらず、こういった不祥事が長年にわたりずっと発生してきているのは、いったいどうしてなのか。そのことについてのNHKの受け止めについては、総務省として、どのように見聞きしておられますでしょうか。そのあたりちょっとお伺いできればと思います。

以上です。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。確かに都度起きるたびに我々も話を聞いて、反省の言葉と、再発防止についてはいただくわけですが、残念ながら度々起こっております。我々は、予算や決算の大臣意見などでも、このことも含めて毎回言っておるわけですが、なかなか収まっておらず非常にもどかしい思いですが、引き続き、働きかけていくしかないのではないかと考えております。

○林委員 承知いたしました。NHKにおかれては、「NHKはみなさまの受信料で運営されています」と言う以上、その意味するところについて深く自覚し、引き続き、職員一人一人が、またグループ全体としても、我が身を律していただきたく、この点切に願うところでございます。どうもありがとうございます。

以上です。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。ほかに御質問ございませんでしょうか。

○矢嶋委員 矢嶋です。

○笹瀬代理 よろしく申し上げます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。1点だけ質問させていただきます。

契約収納費に関して、R2決算よりR3予算のほうが大分増えておりますけれども、これはどういった費用でこれだけ増えるというようになるのかということについて、もう一度御説明いただけますとありがたく思います。

○飯倉放送政策課長 契約収納費がR3決算で減少した理由でしょうか。

○矢嶋委員 すみません、決算です。予算は多めに取っていたけれども決算では減ったというのは、コロナで減ったということでございましたでしょうか。

○飯倉放送政策課長 契約収納費については、前田会長が、訪問によらない営業というものを標榜されており、これまで、例えば法人委託などによって、個別に訪問員が収納状況を確認するという訪問営業をしていたわけですが、こうした法人営業をやめていくことをしております。その効果が大きいと思われれます。

○矢嶋委員 その結果として、受信契約件数が減っているということにつながっているのでしょうか。

○飯倉放送政策課長 受信契約件数が減っているのは、その結果とは聞いておりません。確かに微減はしておるわけですが、どちらかというところ、それらに関してはコロナの影響が多少まだあるのかなと思います。

○矢嶋委員 そうしますと、やり方を変えたけれども、それで受信契約件数が減ったわけではなくて、あくまでもコロナの影響であって、そうであるとするところ、コロナ禍が明ければ、このコストの費用を下げた分、収益としては上がっていくし、契約件数も上がっていくはずであると、こういうことになるのでしょうか。

○飯倉放送政策課長 そこはまだこれから分析が必要なところなんだろうと思います。あえて申し上げますと、やはりこれだけ動画配信サービスも多く普及しておりますので、もはやテレビを持たなくていいやという人も出てくると、当然その辺りは減ってくるわけですが、その意味では、この要素というのをこれからNHKにおいて分析をしていかないといけないのではないかと思います。

○矢嶋委員 分かりました。受信契約件数にはNHKプラスは入れていないという理解なんですけど、その理解でよろしいでしょうか。

○飯倉放送政策課長 はい。入っておりませんが、NHKプラスは受信契約をされている方でないで見られないので、そういう意味では、受信契約者数の内数がNHKプラスの利用者ということにはなると思います。

○矢嶋委員 分かりました。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。ほかにございますでしょうか。

それでは、私から1点よろしいでしょうか。

○飯倉放送政策課長 はい。

○笹瀬代理 1ページ目の財政安定のために繰越金、これが随分今年は増えていますが、来年以降コロナがしばらく続くと、ずっと増え増え続ける可能性もあるわけですね。これは受信料の値下げとか、何かそういうふうにするような計画はあるのでしょうか。上側の建設積立資金のほうは大体これで確保していることもあり、もし黒字が出ると、全部この財政安定のための繰越金に回るわけですね。

○飯倉放送政策課長 はい。

○笹瀬代理 あまりいっばいいためても仕方がないので、今年はしようがないと思うんですけども、そういうことでNHKの方から、これに対する考え方とかはお聞きになられているのでしょうか。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。こちらはまさに今回、放送法の一部改正が成立いたしましたので、その改正放送法に基づきますと、中期経営計画の期間内にたまった剰余金について、次の中期経営計画の期間において値下げをするということが出来ます。この改正放送法はこれから施行していくわけですけども、それに基づきますと、次の中期経営計画のタイミングでこの2,231億円から、NHKのほうで、財政安定のために何らかお金が必要だと

思いますので、これは省令で定めることになっておりますが、一定のお金を留保した上で、残りについて次の中期経営計画の期間での値下げにつなげていくという仕組みになっております。改正放送法が施行されると取り崩されていくという形になります。

○笹瀬代理 よく分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か質問とか御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、本報告事項に関しましてはこれで終了としたいと思います。どうもありがとうございました。飯倉課長、どうもありがとうございました。

○飯倉放送政策課長 ありがとうございます。失礼いたします。

○笹瀬代理 以上で、情報流通行政局の議事を終了したいと思います。

それでは、先日の御異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、一言ずつ御挨拶をよろしく願いいたします。

○小笠原情報流通行政局長 ありがとうございます。先月6月28日、情報流通行政局長に就任いたしました小笠原と申します。引き続き、先生方によりしく願い申し上げます。

○笹瀬代理 どうぞよろしく願いいたします。

○山崎大臣官房審議官 同じく、6月28日で審議官になりました山崎でございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬代理 よろしく願いいたします。

○林総務課長 同じく、6月28日付で情報流通行政局総務課長を拝命いたしました林でございます。前職から引き続きお世話になりますが、何とぞよろしく願いいたします。

○笹瀬代理 どうぞよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、情報流通行政局の職員の皆様は、御退室をよろしく願いします。

(情報流通行政局職員退室)

審議事項

電波の有効利用の程度の評価に係る評価方針案

○笹瀬代理 それでは、審議事項に入りたいと思います。電波の有効利用評価方針案につきましては、日比野会長からの要請を受けまして、これまで私と林委員に有識者の御意見とか御知見を含めまして、方針案の作成の対応を行っておりました。作成いたしました方針案につきまして説明をした後、議論を行いたいと思いますので、まず、最初に有効利用評価方針案につきまして、私から説明させていただきます。説明は審議資料のパワーポイントを使って説明いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、審議資料のパワーポイントを御覧ください。パワーポイントは全部で15ページあります。

まず、有効利用の評価方針につきまして説明させていただきます。前回の審議会におきましては、私から有効利用評価案の評価の検討状況について御紹介、御報告をさせていただきました。

資料の2ページ目を御覧ください。その後、私と林委員とともに、無線通信技術や法律の専門家である有識者の先生5名に加わっていただきまして、計7名で有効利用評価方針につきまして議論を行ってまいりました。

3ページ、4ページ、5ページにかけましては、有識者と議論を行った際の主な意見をまとめておりますが、これに関しましては、評価方針の説明の中で随時、御紹介させていただきたいと思います。

資料の7ページを御覧ください。このページは、評価方針（案）の概要ということでまとめてあります。

まず、電波監理審議会が行う評価としまして、左側のほうに番号が振ってありますが、1、電気通信業務用基地局、すなわち携帯電話や全国BWA、ブロードバンドワイヤレスアクセスに係る評価と、下のほうになりますけれども、2、それ以外の無線局の評価がございます。

まず、電気通信業務用基地局の評価に関しましては、左側の携帯電話の周波数ごとによる評価と、右側に書かれております事業者ごとに割り当てられた複数の周波数を横断的に扱うものに分けております。上のほうの赤字に書いてありますように、周波数ごとに行う評価につきましてはさらに細かくなりまして、開設計画の認定期間が満了している周波数と、それから認定の有効期間中の周波数に分けて、それぞれ評価の内容を具体的に記しております。7ページ目の赤字で書かれているところです。

この評価に関しましては、次のページをご覧ください。まず、8ページ目の左側の表にございますとおり、認定期間が満了している周波数の評価に関して、これまでの総務省が行う実績評価では、携帯電話の各社の平均値を基にして、どれだけ進んでいるかといった相対的な指標を用いております。この点につきまして、専門家の先生方から、電波監理審議会が評価を行う際には、他者比較によらない絶対的な基準を用いた評価を導入すべきだという意見が多くあったところです。このような御意見に従いまして、認定期間が満了している周波数に関しましては、基地局の数、それから人口カバー率など4項目と、それらを踏まえた総合評価について、絶対評価、ここがポイントですね、絶対評価を導入したいと考えております。

次に、右側の表にございますとおり、認定の有効期間中の周波数の評価に関しましては、これまで実績評価で相対評価としていたものはこれまでと同様に

しまして、進捗評価につきましても、これまでと同様に、前年度と比べてどれだけ進んでいるかということを示す指標として、定量的、定性的な評価を行うこととしております。

それから、同じく 8 ページ目の下側、下のほうに書かれていますように、複数周波数を横断した評価に関しましては、総務省がこれまで調査・評価を行っている 1 から 7 番目のような事項に関して定性的に評価することとしております。ですから、この 8 ページのポイントに関しましては、黄色い枠で囲ってある絶対評価が、令和 4 年度から評価における変更したい基準ということになっております。

それでは、9 ページ目を御覧ください。このページは、認定の有効期間が満了した周波数帯に関しての実績評価をさらに詳しく書いたものであり、絶対評価を行う際の基準値について整理しております。

まず、左側の番号 1 番、基地局の数につきましては、認定計画値を上回っているか下回っているか、いずれかで評価することとしてしております。上回っている場合に関しては B 評価としまして、そうでない場合に関しては D 評価としております。なお、この D 評価というのは、最低限達成すべき基準として位置づけております。

次に、下側に移ります。真ん中ですね。2 の人口カバー率についてであります。ここに関しましては、専門家の皆様から、携帯電話等の有効利用評価を行う際には、人口カバー率の基準を用いることが妥当との意見がありまして、この評価を基に、有効利用がなされているか否かを判断することが適当であるということをご認識として皆さんお持ちでありました。ということで、この人口カバー率に関しましては、S S から D までの 6 段階の基準を設けております。

同じ 9 ページの下側の表を見ますと、周波数ごとに分かれておりますけれども、各周波数に共通して、D 評価という基準は、最低限達成すべき基準として

開設計画認定時の考え方を踏まえた基準、つまり、開設指針の絶対審査基準を適用するというようにしております。

なお、このD評価値の議論の中で、Dの基準をあまり高く設定してしまますと、新規参入希望者に対してハードルが高くなり過ぎることが懸念されるという意見がありました。

また、電波監理審議会が評価を行う初年度は、開設計画認定時に用いた人口カバー率を用いつつ、次年度以降は事業者のヒアリング等を踏まえ、評価基準を見直せばよいのではないかと。つまり、ずっと同じ評価値を用いるわけではなくて、今この表で言いますと、700から900MHzに関しては80%未満、それから高い周波数に関しては50%未満となっておりますが、これはもともと、開設計画のときの絶対審査基準と同じ値ですが、これを次年度以降に関しましては、少し高く設定するように見直すことも必要ではないかという御意見がありました。

また、既存の携帯電話事業者の有効利用の程度を底上げするためにも、次年度以降は人口カバー率以外の基準を設けたり、それから、電波の有効利用を促すための努力目標等を設定することも重要ではないかというふうな御意見もございました。

そこで、7ページの(3)に赤字で記載をしておりますけれども、電波利用の需要や利用実態の変化、それから技術の進展などに合わせて、適時適切に評価方法や基準を見直すこととしております。

3に関しましては、まず、免許人に対して評価に必要なヒアリングを行いまして、それで必要な場合、勧告を行うことも考えています。それから、今お話ししましたように、電波特性に応じて、電波利用の需要や利用実態の変化、技術進展等に合わせて適時適切に評価方法や基準を見直しするというのをその他として明記しております。

なお、人口カバー率を評価する上で、携帯電話事業者が報告するデータの信頼性、つまり人口カバー率を何%という評価に関しましては、現状では、携帯電話事業者が自分たちで調べてデータを出してきているわけですが、測定方法等にばらつきがあっては良くないということで、このデータの信頼性をどういうふうに担保するかということも委員の方から課題提起がございました。ですから今後、このような人口カバー率を用いて絶対評価を使う場合に関しましては、評価方法に関しても総務省と連携を取りながら議論していきたいと思っております。

それでは、10ページを御覧ください。10ページには、3は面積カバー率、4は通信量、5は技術導入状況の項目がございます。3の面積カバー率に関しましては、これは相対評価としまして、4の通信量と5の技術導入状況は、絶対評価として2つの基準、BとDということで評価しております。これに関しましては、細かくSとかAとかCと分けるわけではなくて、BとD、つまり、合格か不合格の評価を使うことにしております。

なお、技術導入の状況の評価のうち、電波の能率的な利用をしているか否かという書きぶりに関しましては、専門家から、単位周波数当たりの伝送容量を高めるだけではなくて、伝送遅延や公平性の観点などから幅広く検討する必要があるという意見がありました。これに関しましては、備考欄に書かれてありますように、電波監理審議会が携帯電話事業者からヒアリング等を行いまして、取組状況に関して確認すること。そして確認して評価をするということにしております。

10ページの一番下に記載がある、6、総合評価につきましては、SからCまでは人口カバー率の評価によって評価を行いまして、D評価につきましては、先ほど御紹介いたしました基地局の数、人口カバー率、通信量、それから技術導入状況のいずれかがDとなる場合について、D評価という扱いにしておりま

す。

11ページを御覧ください。これは認定の有効期間が満了した周波数帯の進捗評価について示しております。現在、総務省が実施しております携帯電話、それから全国BWAの評価指標と同じものを基本的に引き続き使用することを考えております。

また、12ページから14ページに関しましては、認定の有効期間中の周波数帯の実績評価についてであります。

12ページ、13ページが実績評価、14ページは進捗評価を示しております。これらの指標に関しても、現在、総務省が実施しております携帯電話、全国BWAの評価指標と同じものを基本的に引き続き使用するというを考えております。ですから、11ページから14ページに関しましては、これまで行っていた実績評価、進捗評価をそのまま引き続いて実施して使って、評価するというを考えております。

それでは、もう一度、7ページをお願いします。これまでお話ししたのは、7ページで言いますと、(1)の電気通信業務用基地局に関する評価、つまり、携帯電話と全国BWAの評価に関してのお話でした。これからお話しするのは、7ページの下側のほうに書かれています、(2)の電気通信業務用基地局以外の無線局に係る評価についてです。

まず、下側の表に入っています公共業務用の無線局につきましては、昨年8月に取りまとめられたデジタル変革時代の電波政策懇談会報告の中で、国等が利用する公共用の無線システムのうち、5Gや無線LANなど新たな需要が顕在化している周波数におきましては、電波の利用停止、もしくは周波数の移行や共用などの対応が必要なものがあるとか、また、周波数の有効利用の観点から、基本的にはアナログ方式からデジタル方式に切り替えるということを求めていくとの方針が出されております。

ということで、この方針に示されたものにつきまして、進捗状況報告の調査を行いまして、それで電波監理審議会におきまして引き続き評価を行っていくということにしております。これに関しましては、専門家の皆様から、電波政策懇談会でフォローアップ対象とされている31のシステムにつきましては、引き続き有効利用評価を行っていくことは妥当である、また、他用途で需要が顕在化している周波数は新しいシステムに割り当てていくべきであり、デジタル化を進めることも必要であるとの御意見がありました。

その他、総務省が714MHzの周波数を上と下に分けまして、毎年交互に電波の利用状況調査や評価を行っておりますが、これに関しましても、引き続き無線局数の増減や通信頻度、それからデジタル化の状況について定性的な評価を行うこととしております。ですから、この714MHzを分けて上下やるということに関しては、総務省がやっていたいものを用いながら定性的な評価をするようにしたいと思っております。

また、新たな周波数の電波の利用システムの需要がある周波数を利用する重点調査対象システムにつきましては、これは発射状況調査結果を踏まえて評価することとしております。

最後に、同じく7ページの下側の3にありますとおり、電波監理審議会では免許人に対しまして、評価に必要なヒアリング等を行うということにしております。専門家から事業者のヒアリングに関しましては、技術的な視点のみならず、中立性、公正性などの様々な観点から評価することが必要との御意見をいただいております、このような観点で、評価の進め方をどうするかということに関して今後検討していきたいと考えております。

以上が検討の御報告となります。

次に、6ページを御覧ください。6ページには今後のスケジュールを記載しております。本日の有効利用評価の方針案につきまして、御議論いただいた後

に、御了解いただけましたら、その後パブリックコメントの手続を踏ませてもらいまして、9月末頃に確定したいと思います。そこの表の6ページに書かれていますように、今日は7月15日ですから、今日審議をして、これで御了解いただけましたら、7月16日、翌日に方針案の意見募集の手続、パブリックコメントの手続をしまして、約35日間ぐらい後の、8月19日に意見の提出の締切りをして、それで9月1日の電波監理審議会で議論したいというふうに考えております。

ということで、次回の審議会に関しましては、有効利用評価案に対するパブリックコメントの意見等の提出を受けまして、その対応の議論をする必要があると思います。そのため、この審議の中で専門家も招きまして、様々な観点から幅広い議論ができればと思っております。

以上、長くなりましたけれども、これで御報告とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

それでは、林委員から補足説明等ございますでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。私からは特に付け加えるべき点はございません。ありがとうございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。かなり細かいデータですがけれども、今日御出席の長田委員と矢嶋委員には、この前の勉強会にも傍聴していただきましたし、それから事前に説明もいただいておりますので内容はお分かりいただけたと思いますけれども、何か御質問等ございますでしょうか。御意見等。時間はかなり取っておりますので、どうぞ、皆さん順番にコメントなり御意見、よろしくをお願いします。

○長田委員 では、長田からよろしくをお願いします。

○笹瀬代理 よろしくをお願いします。

○長田委員 御説明ありがとうございました。二度傍聴させていただいたり、

別途御説明いただいたりしましたので、理解はできたと思っています。先ほど笹瀬先生、丁寧に御説明いただいた人口カバー率のところの評価に当たって注意すべきことについては、私も強く思っております。絶対評価ということになる数字が、最終的な判断そのものを各事業者が行っているということになりますので、やはりその判断基準はできれば共通のものを持つべきではないかというふうに思っていますので、今後そこの辺りは精査をしながら、ヒアリングなども重ねて共通の判断基準をつくっていくことができれば電監審としては非常に判断がしやすくなるのではないかと考えていますので、よろしく願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。長田先生、これでよろしいでしょうか、御質問は。

○長田委員 お願いです。よろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 ありがとうございます。

それでは、矢嶋先生、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございました。また、勉強会にも参加させていただきまして、ありがとうございました。

1点だけ、意見の補足として申し上げます。5ページ目の主な意見の(3)その他の2つ目のところ、その他のところに記載されている御意見で、これは私も委員として非常に強く賛成するところでございます。現状、評価基準の定性評価として、調査・評価予定の事項(3)で安全・信頼性の確保という項目は入っているんですが、安全・信頼性を確保するための技術的要件や、確実に安定した通信が行えるような視点というものはやはり必要なのではないかと考えていて、その点に関しては将来的にまた御検討なされる方向性だというふうに理解をしておりますので、その点よろしく願いできればと思います。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。矢嶋先生、よろしいでしょうか。

○矢嶋委員 はい。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

それでは、林先生も御質問、よろしく申し上げます。御意見も含めて。

○林委員 先ほど笹瀬先生から丁寧に御説明いただきましたし、それから長田委員および矢嶋委員からも、さきほどコメント等ございました点につきましては、私も非常に賛同するところでございますので、さらにこの場において、追加的に質問等することはございません。

以上でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。特に先ほども御質問のありました安心安全という点から見ますと、信頼性の確保ということは、特にこの携帯電話、ブロードバンドワイヤレスアクセスは、もう社会インフラの基本になっておりますので、これが止まるようなことがあると非常に問題になるということで、電監審に関しても、そういうことに関してはしっかり考えないといけないと思います。

ということで、先日のKDDIの案件のこともありましたが、コアネットワークが止まった、あるいはコアネットワーク側の問題でありまして、電波の有効利用評価という観点で、この電波監理審議会がすぐに議論すべき、もしくは対応すべき事象では、現時点では想定しにくいとは思いますが、何か総務省のほうから御意見、御発言等ありましたら、よろしくお願ひいたします。

○豊嶋電波部長 電波部長でございます。ありがとうございます。御指名いただきましたので、一言だけ申し上げたいと思います。

今、御議論がありましたとおり、まず、今の有効利用評価の方針におきましては、総務省で行っています利用状況調査で、安全・信頼性の確保からも調査・評価を行うというふうになっているところでございますが、今御指摘のありましたとおり、今般の事故事案に関しましては、今後、電気通信事故検証会議な

どにおきまして原因分析等々行われるわけでございますが、安全性、信頼性の確保、あるいは再発の防止の観点ということで、御指摘のありましたとおり、例えば無線設備に関連する体制が求められるようなことがありましたならば、その点を踏まえまして、電波監理審議会において御検討を進めていただくことがよろしいかというふうに思っております。コメントでございました。

以上でございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。委員の先生方、今の豊嶋部長のコメントに関して何か、逆に御意見とか御質問ございますでしょうか。

○矢嶋委員 特段私から追加ではコメントございません。御説明ありがとうございます。

○笹瀬代理 林先生、いかがでしょうか。

○林委員 私も特にございません。ありがとうございます。

○笹瀬代理 これで御了解いただいたものとしてよろしいでしょうか。

○長田委員 はい、大丈夫です。よろしく申し上げます。

○笹瀬代理 林先生、矢嶋先生、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○矢嶋委員 結構でございます。

○笹瀬代理 ありがとうございます。

○林委員 私も大丈夫です。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。それでは、この評価方針案に關しまして、電波監理審議会の名前でパブリックコメントを実施したいと思います。意見の募集期間は、明日、7月16日から8月19日までの35日間とします。なお、パブリックコメントの実施に關しましては、事務局に御協力をよろしく願いいたします。事務局、よろしいでしょうか。

○松田幹事 かしこまりました。

○笹瀬代理 ちなみに、今日の添付資料の中には、そのパブリックコメント用

の文書で書かれた、今説明はパワーポイントで行いましたけれども、文書で書かれたものも添付の資料の中の審議の別添2で追加しております。後で御覧ください。よろしいでしょうか。

また、先ほどちょっとお話をしましたように、次回の9月1日の電波監理審議会におきましては、専門家をお招きして様々な観点から議論をして、特にパブリックコメントであったコメントに対して幅広く議論をして回答したいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。特に林委員に関しましては、これまでの作業、どうもありがとうございました。短期間でうまくまとまって非常に助かりました。ありがとうございます。

○林委員 こちらこそありがとうございます。

○笹瀬代理 また、矢嶋委員と長田委員、勉強会にも参加していただきまして、どうもありがとうございました。

○長田委員 こちらこそありがとうございました。お疲れさまでした。

○笹瀬代理 それでは、本審議事項に関しましては終了したいと思います。よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。

それでは、次の議案に移りますので、まず、総合通信基盤局の議事に入りたいと思いますので、職員さん、入室をお願いいたします。それから林先生、時間が、もう10分ぐらい大丈夫ですか。

○林委員 はい。ただ、ちょうど切りが良いタイミングですので、これにて失礼させていただきます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございます。

○林委員 どうもありがとうございました。途中退席となり誠に不調法ですが、先に失礼いたします。

○笹瀬代理 それでは、事務局、総合通信基盤局の職員の皆様に入るようお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問事項 (総合通信基盤局)

(1) 令和3年度電波の利用状況調査の評価結果(案)

(諮問第16号)

○笹瀬代理 それでは、議事を再開いたしたいと思います。

諮問第16号、令和3年度電波の利用状況調査の評価結果(案)につきまして、荻原電波政策課長から御説明よろしくお願いたします。

○荻原電波政策課長 電波政策課長の荻原でございます。先生方、どうぞよろしくお願いたします。

私のほうから、諮問第16号、令和3年度電波の利用状況調査の評価結果(案)ということで御説明させていただきます。

本年5月に評価結果については御報告をさせていただいております。その後、パブリックコメントを実施した結果を本日は御説明させていただきます。まず、資料の3ページ目を御覧いただければと思います。これは電波の利用状況調査の概要ということでございます。

4ページ目を御覧ください。4ページ目は、令和3年度の調査の概要ということでまとめております。令和3年度の調査につきましては、714MHz超が対象となっております。対象となる無線局は約95.8万局、免許人の数にしますと約15.4万となっております。

5ページ目を御覧ください。5ページ目は調査スケジュール等になります。説明は省略させていただきます。

6 ページ目は電波の特性と利用形態、それから、7 ページ目は主な電波利用システムということで、こちらにも説明は省略させていただきたいと思います。

8 ページ目でございますけれども、令和3年度調査の各周波数帯の評価のポイントを一覧できるようにまとめております。調査結果とその具体的な内容につきましては、次のページ以降に周波数帯ごとにまとめておりますので、こちらで説明させていただきたいと思います。

9 ページ目を御覧ください。まず、714MHz超960MHz以下の周波数帯です。この帯域は、800MHz帯のMCAシステムが全体の78.44%を占めておりまして、平成31年には高度MCAシステムの制度整備を行い、令和3年の4月に実際にサービスを開始しております。

評価結果のポイントを御覧いただきたいのですが、800MHz帯のMCAが今後、高度MCAに移行していくものと想定されますので、早期移行を促進するとともに、現行システムの跡地について、新たな無線システムの導入に向けて検討を進めることが適当であるとしております。周波数区分の評価といたしましては、おおむね適切に利用されているとしております。

10 ページ目は飛ばさせていただきます、11 ページ目を御覧ください。1.215GHz超1.4GHz以下の周波数帯になります。評価結果のポイントですけれども、1.2GHz帯、映像FPUと公共業務用の無線局については、場所、時間等を考慮した動的な周波数共用の仕組みも本格運用される見込みとなっていることを踏まえまして、おおむね適切に利用されているとしております。

12 ページ目は飛ばさせていただきます、13 ページ目を御覧ください。1.71GHz超2.4GHz以下の周波数帯でございます。この帯域は、公衆PHSが全体の98.41%を占めておりますけれども、令和5年3月でサービスが終了しますので、減少傾向にあるということでございます。

評価結果のポイントですけれども、公衆PHSサービスの終了に伴いまして、同帯域を利用しているデジタルコードレス電話の周波数拡張とか、あるいは高度化、PHS終了後のそういった有効利用方策を取りまとめていくことが適当であるとしております。本周波数区分といたしましては、おおむね適切に利用されているとしているところでございます。

14ページ目を御覧ください。2.4GHz超2.7GHz以下の周波数帯になります。この帯域は、地域広帯域移動無線アクセスシステムが全体の74.2%を占めておりまして、社会的貢献性の高いことを踏まえて、おおむね適切に利用されているとしております。また、新たな携帯電話用周波数の確保に向けまして、2.6GHz帯衛星移動通信システムの利用形態を踏まえた平時と災害時のダイナミック周波数共用の適用等について検討することが適当であるとしているところでございます。

15ページ目は飛ばさせていただいて、16ページ目を御覧ください。3.4GHz超4.4GHz以下の周波数帯です。評価結果のポイントを御覧いただきたいのですが、平成31年1月に携帯電話への割当てに伴う周波数再編が行われているということと、3.4GHz帯STL/TTL/TSL、それから放送監視制御システムにつきまして、令和3年12月時点で周波数移行が完了しているということを踏まえて、この帯域も適切に利用されているとしているところでございます。

17ページ目を御覧ください。4.4GHz超5.85GHz以下の周波数です。調査結果のポイントですけれども、5GHz帯無線アクセスシステムの登録局が全体の49.93%ということでございます。

評価結果のポイントですけれども、5GHz帯気象レーダーの狭帯域化に取り組むなど、周波数の有効利用が図られておりまして、おおむね適切に利用されているとしております。また、5GHz帯無線アクセスシステムが利用して

いる4.9GHz帯ですけれども、移動通信システムの導入の可能性について検討することが適当としているところでございます。

それから、18ページ目、5.85GHz超8.5GHz以下の帯域になりますけれども、こちらも評価結果のポイントを御覧いただければと思います。本周波数区分は社会的貢献性が高く、おおむね適切に利用されているということでありまして、6.5GHz帯の電通・公共・一般業務システムにつきましては、無線LANとの共用検討も踏まえて、引き続き高度化を促していく必要があるとしているところでございます。

また、6GHz帯に関しては、無線LANの周波数帯域のさらなる拡張について検討が進められているわけですけれども、既存システムに十分配慮することが適当であるとしているところでございます。

19ページ目、8.5GHz超10.25GHz以下の周波数帯です。ここは、船舶航行用レーダーが全体の83.83%を占めておりまして、国際的な周波数割当てとの整合性から、評価としてはおおむね適切に利用されているとしております。

一方、ゲリラ豪雨などの迅速な観測に対応するため、9.7GHz帯及び9.4GHz帯における気象レーダーに関する技術的条件の検討が進められております。また、沿岸監視レーダーにつきましても、周波数帯域の拡張に係る検討を行うことが適当としております。

20ページ目を御覧ください。10.25GHz超13.25GHz以下の周波数帯です。この帯域は電通・公共・一般業務用の固定無線システム、それから映像FPU、それから映像STL/TTL/TSL等で利用されております。

評価の結果としましては、衛星コンステレーションを使用する新たなシステムの導入におきまして、固定無線システムとの周波数共用が図られているということで、適切に利用されているとしております。

21 ページ目を御覧ください。13.25 GHz 超 21.2 GHz 以下の周波数帯です。この帯域は、衛星アップリンクが全体の63.57%を占めております。また、アナログ方式を用いる公共業務用の15 GHz 帯ヘリテレ画像伝送については、全体の約7割の免許人がアナログ方式を使用しているという状況でございます。ヘリサットへの移行計画については、ほとんどの免許人が更改予定なしとなっております。

評価結果のポイントですけれども、11、15、18 GHz 帯の固定通信システムの高度化が行われているほか、衛星コンステレーションを使用する新たなシステムの導入において、固定無線システムとの周波数共用が図られておりますので、おおむね適切に利用されているとしているところでございます。

一方で、先ほど申し上げました15 GHz 帯ヘリテレ画像伝送なんですけれども、機器の更改の機会を捉えて、免許人に対して積極的にデジタル化を働きかける必要があるとしております。

22 ページ目、21.2 GHz 超 23.6 GHz 以下の周波数帯です。この帯域は、22 GHz 帯 FWA、それから22 GHz 帯電気通信業務について、光ファイバへの代替ですとか、事業の縮小または廃止予定がありまして、無線局数は減少傾向にございます。平成27年度調査のときと比べると2割程度になっているという状況です。

評価結果のポイントですけれども、携帯電話の中継やエントランス回線、それから公共放送の番組伝送などで利用されておりまして、社会的な貢献性は高いということを踏まえて、おおむね適切に利用されているとしております。

なお、将来のほかのIMT候補の周波数帯で再編をする際に、既存の無線局の移行先の周波数帯、すなわち受皿としてこの帯域を活用することの可能性について検討していく必要があるということでございます。

それから、23 ページ目ですけれども、23.6 GHz 超 36 GHz 以下の周

波数帯です。この帯域は、25.25から27GHz帯が3GPPが策定する携帯電話用の国際標準バンドでございまして、26GHz帯FWAの周波数の利用状況ですとか運用形態を踏まえて、ダイナミック周波数共用の適用を念頭に置いて、終了促進措置の活用を含めた周波数再編の検討を行うこととしております。

評価結果のポイントですけれども、今後この帯域では、ローカル5Gの無線局の増加が予想されてございまして、おおむね適切に利用されているとしております。

24ページ目は、36GHz超の周波数帯になります。この帯域は、画像伝送、データ伝送等で利用されております。

評価結果のポイントを御覧いただきたいのですが、携帯電話の通信確保ですとか、あるいは公共放送のほか、災害時の被災状況の把握とか通信確保等で利用されてございまして、社会的貢献性が高いということでございまして、それを踏まえておおむね適切に利用されているとしております。

一方で、滑走路面の異物検知レーダーですけれども、早期に技術的条件について検討を開始することが適当であり、また40GHz帯の映像伝送、それから40GHz帯の固定マイクロ、38GHz帯無線アクセスシステムは廃止、または移行、あるいは共用の検討を進めることが望ましいとしております。

25ページ目でございますけれども、ここは公共業務用無線局の現状を示したものでございます。デジタル変革時代の電波政策懇談会におきまして、検討対象となりました国のシステムにつきまして、廃止、周波数共用、あるいはデジタル化の進捗を、当面毎年フォローアップすると提言されております。714MHz超の帯域におけるフォローアップ対策システムについて、表にまとめているとおりでございます。なお、左下に注釈で書いてありますけれども、1.2GHz帯画像伝送については、令和3年度中に廃止済みという状況でござい

ます。

26 ページは、令和3年度の調査全体をまとめた結果となっております。

27 ページを御覧ください。重点調査の評価案でございます。令和3年度は重点調査として、大きく分けて2つのシステムを選定しています。1つ目が1.2 GHz帯の画像伝送になります。こちらは周波数再編アクションプランで2.4 GHz帯、5.7 GHz帯に早期移行を図るとしておりまして、今回の重点調査の対象となっております。なお、調査票の調査におきましては、移行計画を定めていない免許人が7割超という状況でございます。

評価ですけれども、デジタル方式の無人移動体画像伝送システムへ早期移行を図るとしておりますけれども、移行計画を定めていない免許人がまだ多いという状況ございまして、無線局を新たに開設できる期限の設定について今後検討するとともに、免許人の移行計画の策定を促す必要があるということとしております。

2つ目が、このページの下半分のところにあります映像FPUのCバンドとDバンドでございます。無線LANの6 GHz帯への周波数帯域の拡張に係る技術的条件について、通情報通信審議会の一部答申を4月に受けたところでございます。調査の結果、この映像FPUについては、年間の発射日数がゼロ日の無線局が全体の2割程度ありまして、ほぼ毎日利用している局というのは10%未満となっております。

また、31ページに飛んでいただきたいんですけれども、CバンドとDバンドの映像FPUにつきまして、右側のグラフを御覧いただくと、特定のチャンネルに密集度の偏りが見られているという結果が出ております。

27ページに戻っていただきまして、評価ですけれども、相対的に密集度の低い集計区分が多いことから、チャンネルを効率的に使用するための方策を幅広く検討することが考えられるということで、その上で無線LANの6 GHz帯

への周波数拡張に係る技術的条件について、引き続き検討を行うことが望ましいとしております。

28ページから37ページは、この重点調査対象システムの詳細について記載しておりますけれども、説明については割愛させていただきたいと思っております。

次に38ページを御覧ください。パブリックコメントの結果でございます。本年5月19日から6月17日にかけて実施しまして、16件の御意見をいただいております。なお、御意見を踏まえた修正等は今回ございません。

ポイントを絞って説明させていただきます。左側の番号で申し上げますと3番目、1.7/1.8GHz帯の携帯電話向けの非静止衛星システムの評価について意見をいただいております。検討を進める上で、無線通信規則について留意すると書いてあったわけですが、そのような同規則を逸脱する可能性がある場合は、適切に改正する旨を記載するよう修正意見をいただいております。こちらについては、右側の考え方を御覧いただきたいのですが、「国際的な調和」を含め、踏まえるべき基本的な観点を挙げつつ、これらに留意して検討を行うこととしているため、原案のとおりとさせていただきますとしております。

それから、4番目の御意見です。同じページ、39ページの下になりますが、公衆PHSサービスが終了すると同時に、携帯電話システムにおけるPHS保護規定の撤廃を希望する意見でございます。右側の考え方でございますが、携帯電話におけるPHSの保護規定の取扱いについては、情報通信審議会において検討が行われておりまして、その結果を踏まえて対応を検討するとしております。

それから、6番目の意見ですが、40ページの下になりますが、地域BWAシステムに関して、今後、音声利用が実現された場合は、現状の調査項目に加えて、音声利用の有無についても確認が必要でして、当該帯域の利用が

長期にわたって促進されない場合は、将来的にBWA制度の在り方について検討の余地があるという御意見です。こちらについては、電波の利用状況や今後の需要動向を踏まえて検討してまいりますとしております。

それから、9番目の御意見、ページは42ページになります。ローカル5Gに関して、電波の有効利用が適切に図られているか継続的に検証を行って、今後、一定期間後に全国的な普及が見られず有効利用がなされていないと判断される場合は、携帯電話システム等への活用を検討することを一案とする御意見です。こちらについても電波の利用状況や今後の需要動向等を踏まえて検討してまいりますとしております。

それから、13番目の意見であります14.4から14.5GHz帯についてですが、ここは共用周波数として維持するかについて見直しが必要であり、この帯域の重点調査の実施を要望する意見となります。こちらについても同様に、電波の利用状況、今後の需要動向を踏まえて検討するとしております。

それから、飛んでいただきまして18番目、47ページになりますけれども、公共業務用無線局について、不公表にしている無線局についても、設置局数などの情報を可能な範囲で公表することが適当であるという御意見でございます。利用状況調査の結果の公表に当たりましては、電波の利用状況調査に関する省令におきまして、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報に配慮することという規定がございます。一部の無線局については、設置局数などを公表しますと規模が推測される懸念ですとか、あるいは活動に支障を来す懸念があるということで不公表にしているものでございます。これらを踏まえて、御意見については、今後の電波の利用状況の調査の参考にさせていただくとしております。

それから、20番目の意見で、掲載方法に関する御意見、それから、49ページになりますけれども、21番目につきましては、個人の方から楽天モバイル

ルのプラチナバンドに関する御意見、御要望をいただいております。これらはいずれも今後の参考とさせていただきますとしております。

今御紹介しなかったそのほかの御意見については、賛同意見ということにさせていただきますいております。

以上が、令和3年度電波の利用状況調査の評価結果（案）に対する意見と総務省の考え方ということで、ポイントをかいつまんで御説明させていただきました。説明は以上になります。よろしく申し上げます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

私から1点よろしいでしょうか。先ほど荻原課長がおっしゃったように、ローカル5Gに関して、パブリックコメントの意見がありましたように、局数がどれだけ件数が増えたか分かるんですが、この調査に関しましては、ローカル5Gでどういう目的で使っているかとか、そういうようなことも一緒に調べておられるのでしょうか。

○荻原電波政策課長 詳細な目的までは今回、調査の内容としては取りまとめておりません。局数とか、そういったデータを今回取りまとめて評価をさせていただきますいております。

○笹瀬代理 分かりました。というのは、ローカル5Gは国策というか、総務省が推進しているところで、これがやっぱり日本の、特に地方とかでローカル5Gが非常に有益になることで新しい産業を生み出す可能性もあるわけで、もう少しどういう目的で使われているかとか、ユースケースをうまく出していったほうがよりアピールするだろうし、より積極的に使う方も増えてくると思うんです。今いろんな実証実験をされていますので、それも踏まえて、実証実験だけで終わらないようにしていただくとありがたいと思います。

○荻原電波政策課長 御指摘ありがとうございます。御指摘のとおり、局数だ

けでは現れてこないローカル5Gの役割とか、社会的な要請とかいろいろあるかと思いますが、できるだけそういったものも反映できるような調査の仕方というのを今後、引き続き工夫してまいりたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○笹瀬代理 ほかにございましょうか。私から1点、これはかなり大ざっぱな質問なんですけれども、この調査、714MHzって上下で分けていますよね。実際の調査量の負荷は同じぐらいなんでしょうか。いつこの714で決めたか分からないんですけれども、今、高い周波数に移行していますよね。だから、その調査の負荷というのが同じぐらいの量なのか、それとも年々高い周波数での利用が増えてきて、調査がより大変になっているのでしょうか。

○荻原電波政策課長 ざっくりとした回答になってしまうんですけれども、高い周波数帯の方が、無線局の変動とか、あるいは新しいシステムが導入されるケース等がやはり多くなっておりますので、作業量的には、現状を申し上げますと、高い周波数のほうが大変というか、作業量は多くなっているという状況かと思えます。やはり利用状況に応じて、調査の区分というのも時代に適応するような形で、適宜見直しの検討も必要なのかなというふうに感じております。

○笹瀬代理 ありがとうございます。

それでは、ほかに御質問。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。1点質問いたします。31ページ目なんですけれども、映像FPU（Cバンド）、映像FPU（Dバンド）のところの説明なんですけれども、密集度の偏りが見られるということで、確かにグラフを見ると、中央のところではゼロになっている辺りを指していらっしゃるのかなと思うんですが、これはどういうチャンネルでこのような利用があまり見られないものがあったということになるのでしょうか。今後、相対的に需要度が低いチャンネルについては、効率的な利用を再検討していくということなんです

けれども、上を見ますと、災害時に使うような、社会的貢献性が高いようなエリア利用度も含まれているという説明がありましたので、その具体的な中身を知りたくて御質問いたしました。よろしく願いいたします。

○荻原電波政策課長 御質問ありがとうございます。映像F P Uの社会的な役割というのは極めて高いものでございます。現状、これらのチャンネルは、地方のテレビ局ごとのチャンネル割当てになっておりまして、やはり地域によってチャンネルの利用の頻度が高いとか低いとかばらつきが出ているというのが差が出てきている主な要因になっておりまして、例えば同じ系列局の中で必要に応じてチャンネルを融通し合うなど、有効利用の工夫の仕方というのは色々ありまして、現在も一部取り組んでいただいている部分もございます。そういったことも踏まえて、今後、このチャンネルの偏りというのをうまく解消するといえますか、全体の有効利用を図っていくような検討をしていくことが必要ではないかと考えております。

○矢嶋委員 ありがとうございます。こちらの検討というのは、1年後ぐらいに効果が現れるというような見立てでよろしいのでしょうか。あるいは、もう少し時間がかかるようなものになるのでしょうか。

○荻原電波政策課長 現状の使い方では周波数が足りないとか、そういった状況が発生したときに具体的に考えることになるかと思いますが、実際ルールを決めてしまえば、技術的にそれほど難しいことではないと思います。放送局間同士のルールづくりになってくるかと思いますが、そういった形での利用というのはそれほど時間がかからずに、必要があれば対応できるものと考えています。

○矢嶋委員 分かりました。よく理解できました。ありがとうございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

それでは、長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。御説明いただいたことはよく分かりましたし、デジタル化などにまだ消極的な利用者さんに対しては、より強く働きかけていく必要があるということもよく分かりました。ありがとうございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

それでは、諮問16号に関しましては、諮問のとおり評価するということが適当というふうな答申でよろしいでしょうか。

○長田委員 はい。よろしく申し上げます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。それでは、原案どおり決するというにしたいと思います。荻原課長、どうもありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございました。

(2) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案（EPIRBの次世代基準の導入等）

(諮問第17号)

○笹瀬代理 それでは、続きまして、諮問の第17号、電波法施行規則等の一部を改正する省令案（EPIRBの次世代基準の導入等）につきまして、これは田口基幹・衛星移動通信課長のほうから御説明をよろしく願いいたします。

○田口基幹・衛星移動通信課長 基幹・衛星移動通信課長の田口でございます。よろしく願いいたします。諮問17号について御説明をいたします。

資料の1ページを御覧ください。衛星非常用位置指示無線標識、通称、EPIRBと呼んでいます。これはCOSPAS-SARSATシステムという人工衛星を利用した海上での遭難救助のための無線通信設備です。それであって、海上人命安全条約によって、対象船舶への搭載が義務づけられている無線のシステムになります。

今般、国際海事機関において、新たな機能を持たせたE P I R Bが承認され、導入が決定されました。これを受けて、我が国においても、当該機能を持たせたシステムの導入が可能となるよう、制度整備を行うものです。

E P I R Bの機能について御説明をいたしますので、資料の3ページを御覧ください。E P I R Bは、船舶が沈没したときに自動的に船体から離脱、浮上し、遭難信号を発信する遭難自動通報設備になります。従来のE P I R Bでは、図の黄色の矢印のとおり、406MHz帯の人工衛星向けのビーコン信号と121.5MHz帯の航空機向けのホーミング信号、これは発射源の方位を知らせる信号のことなのですが、これのみを送信していました。

今回諮問させていただく新基準のE P I R Bでは、この2つの信号に加えて、図の赤色の矢印である406MHz帯の新しい変調方式のビーコン信号と1500MHz帯の船舶向けのA I S信号が追加されたほか、GPS等の測位衛星からの位置情報の受信機能も追加されました。これらの新機能によりまして、E P I R Bの電波の発射位置がピンポイントで分かるようになるとともに、近隣の船舶にも直接伝達されることとなるため、より迅速、確実な遭難救助活動に資することが期待できます。

続いて、4ページを御覧ください。今回の省令改正において当該システムを導入するため、電波法施行規則、無線設備規則及び無線機器型式検討規則の3本を改正予定です。このうち、電波法施行規則の一部と無線設備規則に係る部分が必要諮問事項となります。また、関連の告示2本の改正も予定しております。

省令の主な改正点といたしましては、1つ目、電波法施行規則では、当該システムの送信相手方に船舶局を追加したほか、新しいビーコン信号の電波型式としてF1Dを追加しております。

2点目としまして、無線設備規則では、当該システムの規定に新たに追加す

る信号の基準等を追加しております。

そして、無線機器型式検定規則の改正につきましては、必要的諮問事項ではありませんが、当該システムを追加することに伴い、型式検定機器への追加を行っております。

5 ページの経過措置なのですが、経過措置としまして、現行方式の E P I R B も令和 5 年 1 2 月 3 1 日までは引き続き設置可能としております。また、従来のシステムであっても、その設置が継続する限りは継続して使用可能としております。

資料の 7 ページ、8 ページ、9 ページは、パブコメにおいて寄せられた意見と総務省の考え方になります。本件に対するパブリックコメントは、本年の 6 月 4 日から 7 月 4 日までの期間で行い、これら一覧表のうち、1 と 5 と 6 と 7 の計 4 件の意見が提出されました。うち、1 の提出意見を踏まえた案の修正を行っております。

資料の 1 0 ページ以降は、参照条文、諮問書、改正省令案となっております。今回答申を得た場合には、速やかに省令改正を行い、施行する予定としております。

以上で説明を終わります。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。ただいまの御説明に関しまして、御質問、御意見等ございますでしょうか。

○長田委員 長田からは特にございませぬ。非常に期待できる仕組みだと思えますので、適正に進めていただければと思っています。

○田口基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございます。承知しました。

○笹瀬代理 矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 矢嶋からも特段ございませぬ。御説明ありがとうございました。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

私から1点だけ。このシステム、非常にいいシステムだと思うんですけども、当然、船舶の大きさによって、大きいものしかつかないと思うんですけども、こういうシステムをもっと簡単にして、簡略化して小さい船にもつけると、そういう流れはあるんでしょうか。

○田口基幹・衛星移動通信課長 現行でまず設置義務があるのは、沿岸区域のみを航行するものを除いた、沿岸以外ですね、20トン以上の船舶については設置義務がございます。これが現状のEPIRB。そのほか、小型船舶について、EPIRBではないんですが、PLBというこういうシステム、また別システムなんですが、同様の機能を持たせたものがございまして、これは人間が常に携行していて、船舶に乗っている方が。それで手動でボタンを押すと。このボタンを押すということになります。アンテナも自分で上げるようになっています。こういうシステムで、小型船に乗船の方については、もし海中に転落した場合は自身の位置を知らせるという機能がございます。このようなものも今後普及させていくつもりとしております。

○笹瀬代理 分かりました。どうもありがとうございました。ぜひよろしくお願いたします。

それでは、ただいまの諮問の第17号に関しましては、諮問のとおり改正することが適正とする答申を出したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○長田委員 はい。お願いします。

○矢嶋委員 異存ございません。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。それでは、原案どおり決することといたします。どうもありがとうございました。田口課長、どうもありがとうございました。

○田口基幹・衛星移動通信課長 ありがとうございました。

(3) 電波法施行規則等の一部を改正する省令案(5.2GHz帯自動車内無線LAN及び6GHz帯無線LANの導入に向けた制度整備)

(諮問第18号)

(4) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(5.2GHz帯自動車内無線LAN及び6GHz帯無線LANの導入に向けた制度整備)

(諮問第19号)

○笹瀬代理 それでは、引き続きまして、諮問第18号の電波法施行規則等の一部を改正する省令案(5.2GHz帯自動車内無線LAN及び6GHz帯無線LANの導入に向けた制度整備)及び諮問第19号の周波数割当計画の一部を変更する告示案(5.2GHz帯自動車内無線LAN及び6GHz帯無線LANの導入に向けた制度整備)につきまして、荒木基幹通信室長及び荻原電波政策課長から御説明をよろしくお願いいたします。

○荒木基幹通信室長 基幹通信室長の荒木です。それでは、まず私から、諮問第18号につきまして御説明を申し上げます。

資料の2ページを御覧ください。本件諮問の概要といたしましては、2.4GHz帯と5GHz帯に現在割り当てられております、免許が不要で家庭ですとか商業施設、身近な場所で広く使われるなど、日々の生活で必要不可欠な存在となっております無線LANにつきまして、5.2GHz帯の自動車内無線LANを導入すること、また、これまで無線LANが割り当てられていなかった6GHz帯に無線LANを新たに導入すること、この2点に向けた制度整備のため、関係省令の一部を改正するものでございます。

3ページを御覧ください。5.2GHz帯自動車内無線LANの検討の背景でございます。5.2GHz帯無線LANシステムは、衛星通信システム等の周波数共用の観点から、原則、屋内での使用が条件となっておりますが、世界

的に無線LANの利用可能な帯域が不足しておりまして、2019年に開催された世界無線通信会議において無線通信規則が改定され、5.2GHz帯で世界的に無線LANの自動車内利用が可能となったことから、我が国でも検討を開始いたしました。

使用例といたしましては、携帯電話の通信網に接続可能なモジュールを搭載した無線LAN装置がアクセスポイントとなりまして、自動車内に持ち込まれたスマートフォンなどが無線LANを介してインターネットに接続されるインカータイプと、スマートフォンと車両搭載のディスプレイが無線LANを介して接続することで、スマートフォン上に表示された映像を車内のディスプレイに表示させるプロジェクションタイプの2つを想定しております。これによりまして、自家用車でも、また観光バスや高速バスといった大勢の乗客が乗車するバスの車内でも、走行中にどこの座席にいてもリアルタイムの交通情報の取得ですとか、コンテンツ配信サービスの利用ができることになりまして、自動車のIoT化、スマート化がより一層進むことが期待されます。

昨年から情報通信審議会におきまして、周波数共用の相手方であります衛星通信システムや隣接する気象レーダーの運用に支障がないか、こういった技術的条件の検討を行いまして、本年3月に一部答申をいただいたところでございます。

4ページを御覧ください。5.2GHz帯自動車内無線LANの制度改正といたしまして、自動車内に限り、出力がEIRP40mW以内といった一定の条件を満たす機器を使用することで、免許不要で使用可能となるよう改正を行います。アクセスポイントである親局につきましては、車外での運用を防止する観点から、自動車から供給される電源のみで動作することとし、それ以外については、現状の5.2GHz帯無線LANと同じ条件となっております。

また、今回追加する5.2GHz帯の自動車内無線LANシステムについて、

技術基準適合証明、技適の対象といたします。

5 ページを御覧ください。6 GHz 帯の無線 LAN の検討背景でございます。コロナ禍におけるテレワークやイベントのオンライン配信などが普及したこともありまして、通信トラヒックの需要が増大しており、利用可能な周波数帯域が逼迫しております。また、AR、VR、医療といった無線 LAN の新しい利用形態も期待されております。そこで、無線 LAN に 6 GHz 帯を新たに割り当てることで、こうした需要に対応していこうと考えております。

既に米国や韓国等では制度化がされておきまして、製品の市場投入も始まっております。我が国におきまして、昨年から周波数を共用する既存システムとの共用検討を実施いたしまして、本年の 4 月に情報通信審議会から技術的条件について一部答申をいただきました。

6 ページを御覧ください。既存のシステムとの周波数共用検討の結果でございます。電気通信業務、放送、公共・一般業務用といった各種無線システムや電波天文と周波数共用の検討を実施し、電気通信業務用の固定マイクロや固定衛星とは共用可能という結論が出ております。

今回諮問いたしますのは、共用可能との結論が出た 5 9 2 5 MHz から 6 4 2 5 MHz について制度化を行うものでございます。なお、6 4 2 5 MHz から 7 1 2 5 MHz につきましても、引き続き慎重に検討を要することから、本年度も継続して検討することとしております。

7 ページを御覧ください。今回導入を予定している 6 GHz 帯無線 LAN は 2 つのモードがあり、1 つは Low Power Indoor、L P I と呼ばれる運用場所を屋内限定としたモードで、出力が E I R P 2 0 0 m W 相当としております。アクセスポイントとなる親局は、屋外で使用されないよう電源ケーブルにより駆動するなど、実装形態に制限を設けております。

もう一つは、Very Low Power、V L P と呼ばれる L P I よりもさらに出力が

小さいEIRP 25mW相当とする代わりに、屋内・屋外を問わず使用でき、実装形態に制約がないモードとなります。こちらも5.2GHz帯自動車内無線LANと同様に、技適の対象といたします。

8ページは、LPIとVLPの技術的条件の詳細となりますので、説明は割愛させていただきます、9ページを御覧ください。

今回の改正では、電波法施行規則、無線設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の3つの省令を改正することとしております。

電波法施行規則の改正では、小電力データ通信システムの無線局に5925MHzから6425MHzまでの6GHz帯を追加し、運用可能な条件を告示で定めることとしております。

無線設備規則の改正では、5GHz帯小電力データ通信システムの技術基準に5.2GHz帯を自動車内で使用する場合の技術条件を追加するとともに、6GHz帯小電力データ通信システムの技術基準を今回新たに策定することとしております。

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則では、5.2GHz帯で自動車内に設置する無線設備、6GHz帯で屋外でも使用できるVLPの無線設備、6GHz帯で屋内のみで使用できるLPIの無線設備について、それぞれ技適の対象として区分を設けるものでございます。

その他、従来5GHz帯で技適を取られたものについては、従来どおり使用できるよう、経過措置を設けております。

10ページを御覧ください。本件の諮問に当たりまして、5月26日から6月24日までの間、意見募集を行った結果、法人5者、個人4者の計9者から御意見をいただきましたが、特段の反対意見はございませんでしたので、詳細な御説明は割愛させていただきます。

以上が諮問の概要でございます、もし本日答申をいただければ、直ちに改

正省令の公布の準備を進め、公布の日から施行する予定としております。

諮問第18号の御説明は以上です。

○荻原電波政策課長 続いて、電波政策課長の荻原でございます。諮問第19号の周波数割当計画の一部を変更する告示案について御説明させていただきます。

本件は、今、基幹通信室長から説明のありました、5.2GHz帯自動車内無線LAN及び6GHz帯無線LANを導入するための制度整備に伴いまして、周波数割当計画の一部を変更するというものでございます。

資料の2ページ目を御覧ください。まず、(1)といたしまして、5.2GHz帯無線LANの自動車内使用に関する制度整備でございます。これまで5.2GHz帯等の無線LANの使用場所については、周波数割当計画の脚注においても規定していたところなのですが、無線LANの周波数や使用場所については、電波法施行規則と関連告示において規定するとされておりますので、今般は、国内脚注J175を削除するというにしたいと考えております。

次に、(2)といたしまして、6GHz帯無線LANを導入するための制度整備になります。5925MHzを超え6425MHz以下の周波数帯に小電力業務用の移動業務を分配しまして、その割当ては別表8-5による旨、周波数の使用に関する条件を追加いたします。

具体的には、次の資料3ページ目を御覧ください。別表8-5の小電力データ通信システムの無線局の周波数表でございまして、6GHz帯無線LANに割り当てる周波数を追加しております。また、その他規定の整備を行っております。

以上が変更の概要となります。

資料1ページに戻っていただきまして、3の施行期日についてですけれども、答申受領後、速やかに周波数割当計画を変更したいと考えているところでござ

います。

また、4の意見募集でございますけれども、諮問第18号、先ほどの省令改正案と同時期に意見募集を行いまして、割当計画の一部変更案に関する意見というのは特段ございませんでした。

以上、諮問第19号の説明でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。

矢嶋委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

○矢嶋委員 内容については、質問ございません。法令の修正内容もよく理解できました。御説明ありがとうございます。

○笹瀬代理 長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 長田からも特にございません。必要な変更だと思っております。

○笹瀬代理 ありがとうございます。私からも、これで良いと思います。よろしく願います。

それでは、諮問の第18号及び諮問第19号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当である旨を答申したいと思えます。よろしいでしょうか。

○長田委員 はい。願います。

○矢嶋委員 お願いいたします。

○笹瀬代理 それでは、原案どおり決することといたします。どうもありがとうございました。荒木室長、それから荻原課長、どうもありがとうございました。

○荒木基幹通信室長 ありがとうございます。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

(5) 無線設備規則の一部を改正する省令案(920MHz帯小電力無線システムの広帯域化等に係る制度整備)

(諮問第20号)

(6) 周波数割当計画の一部を変更する告示案(920MHz帯小電力無線システムの広帯域化に係る制度整備)

(諮問第21号)

○笹瀬代理 それでは、引き続きまして、諮問の第20号、無線設備規則の一部を改正する省令案(920MHz帯小電力無線システムの広帯域化等に係る制度整備)及び諮問第21号の周波数割当計画の一部を変更する告示案(920MHz帯小電力無線システムの広帯域化に係る制度整備)につきまして、中村移動通信課長及び荻原電波政策課長のほうから御説明をよろしく願います。

○中村移動通信課長 移動通信課長の中村でございます。諮問第20号につきまして御説明をさせていただきます。

本件ですが、920MHz帯小電力無線システムの広帯域化等に係る制度整備に関しまして、無線設備規則の一部を改正するものでございます。資料の1ページ目、御覧いただければと思います。諮問の概要でございます。大きく2点の改正内容がございます。

1点目、920MHz帯のアクティブ系小電力無線システムにつきまして、送信可能な占有周波数帯幅を拡大するための制度改正を行うものでございます。

2点目、これは軽微な内容でございますが、マイクロ波帯の超広帯域無線システム、いわゆるUWBのうち、屋外におきましてデータ通信のみを行う用途の無線設備につきまして、混信防止機能を規定するものでございます。

以上、2点に関しまして、無線設備規則の一部の改正を予定しているところ

でございます。

2 ページ目、御覧いただければと思います。本件の施行期日につきましては、答申を頂戴できました場合には、公布日と同日の施行を予定してございます。

また、意見募集の結果についてですが、5月24日から30日間実施をいたしまして、基本的に賛同いただける内容の2件の意見を頂戴したところでございます。8 ページ目に資料としてお付けしてございますので、後ほど御参照いただければと思います。

3 ページ目、御覧いただければと思います。まず、1 点目の920 MHz 帯アクティブ系特定小電力無線局の広帯域化について、概要をお示ししてございます。

我が国におきましては、この920 MHz 帯ですが、パッシブ系、それからアクティブ系の2つの無線システムがございます。今般、新たに制度改正の対象としておりますのは、このページ中央に緑色でお示しをしておりますが、アクティブ系のシステムのうち、空中線電力が20 mW以下のいわゆる中出力型アクティブ系無線システムでございます。この中出力型システムにつきましては、特定小電力無線局として、免許不要で利用可能な無線システムとなっております。現在、主にLPWA、あるいはスマートメーターといった用途で使用されてございます。

また、中出力型のシステムにつきましては、図のとおり、200 kHz 幅の単位チャンネルが決められておりまして、現在、この単位チャンネルを5つまで束ねたチャンネルを送信チャンネルといたしまして、最大で200 kHz 掛ける5、つまり1 MHz の占有周波数帯幅で送信することができる規定となっております。

今般、この中出力型のシステムを使って、映像伝送といった比較的大容量のデータを送信したいというニーズがございましたので、送信チャンネルといたし

まして、束ねる単位チャンネル数を20まで拡大いたしまして、計4MHzの占有周波数帯幅で送信することができるようにということで、情報通信審議会におきまして、広帯域化に係る技術的な検討を実施してまいりました。本年3月に一部答申を頂戴したところでございます。

また、国際的な動きといたしまして、2017年に、IEEEの802.11ahという国際標準が策定されまして、広帯域化の動きが今後広がっていくということが想定されてございますが、こういったような動きにも連動するものでございます。

4ページ目、御覧いただければと思います。広帯域なシステムの具体的な利用事例につきましてお示しをしております。インフラ監視の用途といったようなユースケース、それから狩猟用のわなの監視、あるいは定置網の監視といったような農林水産業への応用、さらには、工場内におけますロボットなど、高機能端末のファームウェアをアップデートする場合の情報の配信といったように、様々な用途での活用が想定されているところでございます。

5ページ目、御覧いただければと思います。技術基準の改正箇所につきまして赤字でお示しをしております。先ほど申し上げましたとおり、束ねることができる単位チャンネル数を5から20に拡大する予定でございます。

6ページ目、御覧いただければと思います。2つ目のマイクロ波帯UWBシステムの混信防止機能の改正について概要をお示ししております。電波法の規定に基づきまして、この免許不要局でありますUWBにつきましては、他の無線局に混信、その他の妨害を与えないようにするため混信防止機能を具備することとされてございます。

マイクロ波帯のUWBにおきましては、昨年、無線標定業務を想定いたしまして、屋外利用の用途を拡大したところでございますが、今般、屋外におきまして、データ通信のみを行うような無線設備についてもその利用が見込まれる

ことから、所要の規定を整備するものでございます。

7 ページ目、御覧いただければと思います。関連して改正を予定してございます告示及び訓令の案の一覧を記載してございます。こちらは諮問事項の対象とはなってございませんので、参考までお示しをしてございます。

以上、諮問第 20 号につきまして御説明をさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願ひできればと思います。

○荻原電波政策課長 続きまして、諮問第 21 号の周波数割当計画の一部を変更する告示案について、電波政策課の荻原から説明させていただきます。

本件は、今、移動通信課長から説明のありました 920 MHz 帯の小電力無線システムの広帯域化に係る制度整備に伴いまして、周波数割当計画の一部を変更するものでございます。

資料の 3 ページ目を御覧いただきたいと思ひます。周波数割当計画の別表の 9-1 に、920 MHz 帯小電力無線システムの周波数を記載しております。今般、20 mW 以下の特定小電力無線局について 20 チャンネルまで束ねることができるように、まず下の青で書いてあります変更点①というところなんですけれども、連続する 6 以上 20 以下の単位チャンネルを同時に使用するものに関する規定という形で追加いたします。

また、その際、表記を簡略化するために、同時に使用する単位チャンネルの数を n として指定する周波数を示す形にしております。といいますのも、その上に変更点②というのがございます。これは従来、1 つの単位チャンネルを使用するものから連続する 5 つの単位チャンネルを同時に使用するものが規定されていたわけなんですけれども、一つ一つ併記するような形で表が整理されておりましたので、先ほどの変更点①と同様に、簡略化を図るという意味で、 n を使って表を簡略化しているということでございます。この 2 点が変更の概要になります。

資料の1ページに戻っていただきまして、施行期日につきましては、答申いただければ速やかに周波数割当計画を変更するというところでございます。

それから、次のページに意見募集について書いてございますけれども、こちらにも、諮問第20号の省令改正案と同時に意見募集を行っておりまして、周波数割当計画の一部変更案に関する意見というのは特段ございませんでした。

以上が、諮問第21号の御説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。それでは、御質問、御意見等ございますでしょうか。長田委員、いかがでしょうか。

○長田委員 ありがとうございます。特にございません。必要な改定だと思っております。

○笹瀬代理 ありがとうございます。矢嶋委員、いかがでしょうか。

○矢嶋委員 御説明ありがとうございます。矢嶋からも特段、意見等ございません。案には賛成いたします。

○笹瀬代理 私から、意見じゃないんですけれども、これ、こういう改正をした後にどういうふうに使われたかとか、そういうデータは今の2年ごと取られるんですよね。というのは、周波数を、チャンネル数を増やしているわけですから、それで使う用途が増えるとより使われる可能性も高いと思いますので、そういうものに関しては、後の2年ごとに行われる調査等で結果が出ると理解してよろしいでしょうか。

○荻原電波政策課長 電波政策課の荻原でございます。御指摘ありがとうございます。電波の有効利用調査のことを御指摘いただいていると思うんですけれども、免許局に関しましては、先ほど御覧いただきましたような形で集計をいたします。920MHz帯の小電力無線システムのように免許が不要なものについては、別途、局数の調査、市場の出荷数等を調査している形で一定の把握

をしているような状況だと認識しております。

○笹瀬代理 分かりました。質問は、要するにこれはアンライセンスバンドで、無免許で使えるわけで、当然、帯域を、チャンネル数を増やせばたくさん使い高速に送れるようになります。言い方を変えると、もちろんデューティーというか、何が使えるかによって制約を受けていると思うんですけども、みんなが使うようになると、結局いずれチャンネルが足りないとか、それから使用のやり方を変えてほしいと、そういう希望が出てくると思うんです。そういうことに関しては、どこかでクレームなり報告ができるような場があるんでしょうかという質問です。

今の場合、多分こういうニーズがあって、緩和して使えるのはいいと思うんですよね。ただ、それが緩和されると、みんなが使った場合に、使い勝手が悪い、もしくはもっとチャンネルを増やしてほしいとか、そういう希望……。これ、nにしていますから、今たまたま、これは5から20に増やしたわけですけども、もっと増やしたいとか、それから使う時間をもう少し長くしたいとか、いろんな要求が出てくることもあるかと思うので、そういうことに関しては、何かそういうことを問い合わせるような場があるんでしょうかという質問です。

○中村移動通信課長 移動通信課長でございます。今回の件についてでございますが、意見募集を行ったときに実際に意見を提出していただきましたが、例えば国内におきましては、802.11a hの推進協議会といったような、関係者の方々がお集まりいただいているような協議会がございます。我々総務省のほうから適宜、こういった協議会におきまして、制度改正を踏まえた利用状況ですとか、さらなるニーズのくみ上げ、こういったようなことにつきましては協議会さんなどと適宜、意見交換をさせていただきながら、積極的に把握していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○笹瀬代理 どうも丁寧な御説明ありがとうございました。よく分かりました。

それでは、これで、御意見ないようですので、この諮問第20号及び第21号は、諮問のとおり改正及び変更することが適当であるという旨を答申したいと思えます。よろしいでしょうか。

○長田委員 はい。お願いします。

○矢嶋委員 異存ございません。

○笹瀬代理 中村課長と荻原課長、どうもありがとうございました。これで原案どおり決することといたします。どうもありがとうございました。

○荻原電波政策課長 ありがとうございます。

○笹瀬代理 以上で、総合通信基盤局の議事を終了したいと思います。

それでは、先日の御異動で着任された方がいらっしゃるとお聞きしておりますので、一言御挨拶をよろしく願いいたします。

○竹村総合通信基盤局長 去る6月28日の人事異動で、総合通信基盤局長を拝命した竹村です。どうぞよろしく願いいたします。

○笹瀬代理 どうぞよろしく願いいたします。

○豊嶋電波部長 同じく、6月28日付で電波部長に着任しました豊嶋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○笹瀬代理 よろしく願いいたします。

○近藤総務課長 同じく、6月28日付で総務課長を拝命いたしました近藤でございます。よろしく願いいたします。

○笹瀬代理 よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

それでは、総合通信基盤局の職員の皆様、御退室をよろしく申し上げます。

○竹村総合通信基盤局長 ありがとうございます。

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

閉 会

○笹瀬代理 どうもありがとうございました。それでは、本日の議事は全て終わりましたので、答申した旨の通知に関しましては、所定の手続をしていただいて、事務局のほうから総務大臣宛てに提出をお願いします。

それから、次回の開催は、令和4年9月1日の15時から予定しておりますので、よろしく願いいたします。

今日は日比野会長がお休みで、私がつたない司会ということで多少不手際はありましたけど、お許してください。時間は大体ぴったりで終わると思いますので、本当にどうもありがとうございました。